

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年３月２日（令和５年（行情）諮問第２３６号）

答申日：令和８年９月３０日（令和８年度（行情）答申第６１７号）

事件名：「平成２７年度自衛隊統合業務計画細部計画（案）について（通達）」
の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の３に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成２８年７月８日付け防官文第１２９０３号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）ないし（４）（略）

（５）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（６）（略）

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」及び「文書２」という。）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成２７年１２月１８日付け防官文第２００３６号により、文書１（かがみ及び別表のみ。）及び文書２について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分を行った後、平成２８年７月８日付け同第１２９０３号より、本件対象文書について、法５条３号及び４号に該当する部

分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び4号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) (略)

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和5年3月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月16日 | 審議 |
| ④ 令和8年9月28日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 日米間の情報共有要領等に関する情報

別表の通番 1、7、8、18、19、22、32、34、35、40、43、48、52 及び 56 に掲げる不開示部分には、日米間の情報共有要領及び運用に関する情報並びに公にしないことを前提とした他国との協力に関する情報等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、米国及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の強化すべき能力等に関する情報

別表の通番 2 ないし 4、6、9 ないし 17、20、23 ないし 31、33、36 ないし 39、41、42、44 ないし 47、49 ないし 51、53 ないし 55 及び 57 に掲げる不開示部分には、自衛隊の強化すべき能力、特定の施設、情報保全、特殊作戦、演習、訓練及び防衛、警備等計画について具体的に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の隊員の練度、特定の施設の防護能力、情報保全要領及び保全施策、特殊作戦等の運用要領及び練度並びに作戦構想及び計画の作成又は見直し手順が推察され、害意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 秘匿携帯電話の使用者等に関する情報

別表の通番 5 及び 21 に掲げる不開示部分には、秘匿携帯電話の使用者又は防衛省の公務員宿舎の所在に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、テロ等による当該携帯電話使用者の生命及び身体等への不当な侵害並びに当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 4 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号及び 4 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、

同条 3 号及び 4 号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。
(第 4 部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「平成２３年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）」（２０１１．９．２７－本本Ｂ６２１）と同様の通達で平成２７年度を対象としたものの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

2 特定文書

文書１ 平成２７年度自衛隊統合業務計画細部計画（案）について（通達）（統幕計第２４号。２７．３．２７）

文書２ 平成２７年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）（統幕計第３４号。２７．４．９）

3 本件対象文書

平成２７年度自衛隊統合業務計画細部計画（案）について（通達）（統幕計第２４号。２７．３．２７）（別冊第１ないし別冊第４）

※本件対象文書は、文書１のかがみ及び別表を除いた部分である。

別表

通番	不開示箇所			不開示とした理由
	区分	番号	項目	
1	第1分冊	02006 02007 02014	計画事項及び実施要領の一部	日米間における情報共有能力に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2		02051	実施要領の一部	自衛隊が強化すべき能力に関する内容であり、これを公にすることにより、練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3		02058	計画事項及び実施要領の一部	特定の重要施設に関する内容であり、これを公にすることにより、当該施設の防護能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4		02060	実施要領の一部	特定の通信施設の配置に関する内容であり、これを公にすることにより、通信の運用要領が推察され、防衛

				省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
5		0 2 1 0 7	実施要領の一部	秘匿携帯電話の使用者に関する内容であり、これを公にすることにより、使用者に対するテロ等による生命、身体等への不当な侵害といった犯罪を誘発させるおそれがあることから、法５条４号に該当するため不開示とした。
6		0 2 1 0 8	実施要領の一部及び根拠法規関連業務関連業計	自衛隊の通信保全に関する内容であり、これを公にすることにより、通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		0 2 1 0 9 0 2 1 1 0	計画事項及び実施要領の一部	
7		0 5 0 1 1	実施時期及び実施要領の一部	公にしないことを前提とした他国との協力に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		0 5 0 1 2 0 5 0 1 3	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部並びに実施時期	
		0 5 1 0 6	計画事項及び根拠法規関連業務関連業計並び	

			に実施要領の一部	
8		0 5 1 1 2 0 5 1 1 3	計画事項及び実施要領の一部	日米間の運用に関する内容であり、これを公にすることにより我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		0 5 1 1 4	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部	
9		0 5 1 1 5	実施要領の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する運用要領等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 0		0 5 1 1 6	実施要領の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する研究内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		0 5 1 1 7	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部	
1 1		0 5 1 1 8 0 5 1 1 9	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する練度等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5

				条 3 号に該当するため不開示とした。
1 2		0 5 1 2 0	計画事項及び実施要領の一部	カウンター・インテリジェンスに関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊のカウンター・インテリジェンス上の取り組みや内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした。
1 3		0 9 0 0 4	実施要領の一部	自衛隊統合演習の実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 4		0 9 0 0 7	実施要領の一部	弾道ミサイル等対処訓練の実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5		0 9 0 1 7	実施要領の一部	米統合軍の演習等の実施事項に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する

				能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
16		09103	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する練度等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17		09202	実施要領の一部	捕虜収容所の設置場所等に関する情報であり、当該情報を開示することにより、自衛隊の運用要領が推察され、任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するものと判断し、不開示とした。
18		09301	実施要領の一部	日米間における情報共有要領に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19		13002	実施要領の一部	他国との間で公にしないことを申し合わせている情報であり、これを公にした場合、我が国と他国との間の信頼関係を損なうおそれが
		13005 13006	計画事項及び実施時期並びに実施	

			要領の一部	あることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２０		１３２０１	計画事項及び実施要領の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する練度等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２１		１８００１	実施要領の一部	公務員宿舎の所在に関する内容であり、これを公にすることにより、住民の身体、財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊を招くおそれがあることから、法５条４号に該当するため不開示とした。
２２	第２分冊	０２０６３ ０２１２２	計画事項及び実施要領の一部	他国との間における情報共有能力に関する内容であり、これを公にすることにより、情報共有能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２３		０３００４	計画事項及び実施要領の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に

				支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２４		０５１３９	計画事項	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、計画の作成又は見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２５		０５１４０ ０５１４１	実施要領の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２６		０５１４２	計画事項及び実施要領の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、計画の作成又は見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２７	第３分冊	２５０３６	支援内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることに

				より、特殊作戦に関する訓練の実施内容及び規模等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２８		４５００７	依頼事項及び実施内容の一部	情報保全に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防ちよう能力、保全施策が推察され、じ後の情報保全業務等に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
２９		４５０１５ ４５０１６	実施内容の一部	捕虜収容所の設置場所等に関する情報であり、当該情報を開示することにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法５条３号に該当するものと判断し、不開示とした。
３０		４５０２８	実施時期及び実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、計画の作成又は見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるこ

				とから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３１		４５０２９ ４５０３０	実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３２		４５０３１ ４５０３２	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部	日米間の運用に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
３３		４５０３３ ４５０３４	実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する研究内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		４５０３５	依頼事項及び実施内容の一部	
３４		４５０４５	依頼事項及び実施内容の一部	日米間の運用に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした
３５		４５０９９	実施内容の一部	他国との間で公にしないこ

		4 5 1 0 0	一部	とを申し合わせている情報であり、これを公にした場合、我が国と他国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3 6		4 5 1 1 9	依頼事項及び実施内容の一部	自衛隊の通信保全に関する内容であり、これを公にすることにより、通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3 7		4 6 0 1 0	実施内容の一部	捕虜収容所の設置場所等に関する情報であり、当該情報を開示することにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するものと判断し、不開示とした。
3 8		4 6 0 1 8 4 6 0 1 9	実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。

39		46020	実施時期及び実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、計画の作成又は見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
40		46021 46022	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部	日米間の運用に関する内容であり、これを公にすることにより我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
41		46023 46024	実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する研究内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
42		46025	依頼事項及び実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する練度等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

4 3		4 6 0 6 5 4 6 0 6 6	実施内容の一部	他国との間で公にしないことを申し合わせている情報であり、これを公にした場合、我が国と他国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 4		4 6 0 8 3	依頼事項及び実施内容の一部	自衛隊の通信保全に関する内容であり、これを公にすることにより、通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4 5		4 7 0 0 9	実施内容の一部	捕虜収容所の設置場所等に関する情報であり、当該情報を開示することにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するものと判断し、不開示とした。
4 6		4 7 0 2 1 4 7 0 2 2	実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示と

				した。
47		47023	実施時期及び実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、計画の作成又は見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
48		47024 47025 47026 47027 47028 47029 47030	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部	日米間の運用に関する内容であり、これを公にすることにより我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
49		47031	実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する研究内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
50		47032	依頼事項及び実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する練度等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開

				示とした。
5 1		4 7 0 6 0	実施内容の一部	弾道ミサイル等対処訓練の具体的な内容に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の統合運用に関する能力や練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 2		4 7 0 7 3 4 7 0 7 4	実施内容の一部	他国との間で公にしないことを申し合わせている情報であり、これを公にした場合、我が国と他国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 3		4 7 0 9 1	依頼事項及び実施内容の一部	自衛隊の通信保全に関する内容であり、これを公にすることにより、通信保全要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 4		4 8 0 0 5 4 8 0 0 6	実施内容の一部	防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、作戦構想等が推察され、防衛省・自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3

				号に該当するため不開示とした。
5 5		4 8 0 0 7	実施内容の一部	特殊作戦に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する研究内容等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 6		4 8 0 1 1	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部並びに実施時期	公にしないことを前提とした他国との協力に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 7		5 2 0 0 5	依頼事項及び実施内容の一部	情報保全に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防ちよう能力、保全施策が推察され、じ後の情報保全業務等に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。